

「高松市チームオレンジ」認定基準

1 目的

認知症の人ができる限り、地域の社会で、自分らしく暮らし続けることができるまちづくりに寄与する活動（例えば、認知症本人の見守り、話し相手など、家族に対する手助け、声かけなど）を推進するため、要件を満たす団体・グループ等を、「高松市チームオレンジ」として認定する。

2 認定基準

(1) 認定対象となる団体、グループ

次の全ての条件を満たしていること。

ア 市内において活動する団体・グループ等であること。

イ メンバーのうち1名以上が認知症サポーター養成講座の受講修了者であること。

ウ 認知症本人もチームの一員として活動できるように努めていること。

(2) 認定対象となる活動

次のいずれかの活動を行っていること。

ア 見守り・声かけ、話し相手等

イ 外出支援、生活支援

ウ 活動拠点（認知症カフェ、居場所等）が安心できる場所となる活動

エ 認知症本人の意思を尊重した支援活動

オ 認知症に関する周知・啓発活動

3 認定手続き

- ・高松市チームオレンジ登録申込書を高松市地域包括支援センターに提出
- ・申込書の記載内容を高松市地域包括支援センターで審査し、認定する場合は、登録団体等へ認定書を交付